

○文部科学省令第二号

大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第八号）第十八条及び大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第四十九号）第二条第二項ただし書の規定に基づき、大学等における修学の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年三月六日

文部科学大臣 萩生田 光一

大学等における修学の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令

大学等における修学の支援に関する法律施行規則（令和元年文部科学省令第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

改正前

(大学等の確認要件)

第二条「略」

一〇三「略」

四「略」

イ〇ハ「略」

ニ 学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第七十二条の二第一項各号（同令第七十九条において準用する場合を含む。）に掲げる情報（専門学校にあつては、同令第八十九条において準用する同令第六十七条の規定による評価の結果及び様式第二号の一から様式第二号の四までの申請書に記載すべき情報）

二〇四「略」

(確認の申請等)

第五条 大学等の設置者は、法第七条第一項の確認（以下単に「確認」という。）を受けようとするときは、当該確認を受けようとする年度の五月初日から六月末日までに、同項各号に定める者（以下「文部科学大臣等」という。）に対し、様式第一号及び様式第二号の一から様式第二号の四までの申請書（以下「確認申請書」という。）を提出するものとする。

二「略」

三 確認大学等の設置者は、毎年六月末日までに、当該確認大学等に係る確認をした文部科学大臣等に対し、第一項の規定により提出した確認申請書に記載した事項についての直近の情報及び次の各号に掲げる事項を記載した確認申請書（第七条第二項及び附則第三条第二項において「更新確認申請書」という。）を提出するものとする。

一 当該確認大学等における前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生（独立行政法人日本学生支援機構に関する省令（平成十六年文部科学省令第二十三号。以下「機構省令」という。）第二十三条の

(大学等の確認要件)

第二条「同上」

一〇三「同上」

四「同上」

イ〇ハ「同上」

ニ 学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第七十二条の二第一項各号（同令第七十九条において準用する場合を含む。）に掲げる情報（専門学校にあつては、同令第八十九条において準用する同令第六十七条の規定による評価の結果及び様式第二号の申請書に記載すべき情報）

二〇四「同上」

(確認の申請等)

第五条 大学等の設置者は、法第七条第一項の確認（以下単に「確認」という。）を受けようとするときは、当該確認を受けようとする年度の五月初日から六月末日までに、同項各号に定める者（以下「文部科学大臣等」という。）に対し、様式第一号及び様式第二号の申請書（以下「確認申請書」という。）を提出するものとする。

二「同上」

三 確認大学等の設置者は、毎年六月末日までに、当該確認大学等に係る確認をした文部科学大臣等に対し、直近の情報を記載した確認申請書（第七条第二項及び附則第三条第二項において「更新確認申請書」という。）を提出するものとする。

「号を加える。」

四 第四項に規定する給付奨学生をいう。以下同じ。）の数

二 前年度に第十五条第一項の規定により授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び機構省令第二十三条の十第一項の規定により給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

三 前年度に第十五条第三項及び機構省令第二十三条の十第三項の規定により学業成績が不振である旨の警告を受けた者の数

四 前年度に第十八条第一項第四号の規定により授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び機構省令第二十三条の十第一項第四号の規定により給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

〔聴聞決定予定日の通知〕

第五条の二 大学等における修学の支援に関する法律施行令（以下「施行令」という。）第一条第一項第三号の規定による通知をするときは、法第十三条第二項の規定による検査が行われた日（以下この条において「検査日」という。）から十日以内に、検査日から起算して六十日以内の特定の日を通知するものとする。

（確認の通知等）

第七条「略」

2 確認大学等の設置者は、前項の規定により確認をした旨の通知を受け、又は第五条第三項の規定により更新確認申請書を提出したときは、遅滞なく、当該確認に係る確認申請書又は当該更新確認申請書（いずれも様式第二号の一から様式第二号の四までの申請書の部分に限る。）をインターネットの利用により公表するものとする。

（授業料等減免対象者の認定のための選考）

第九条 法第八条第一項の規定による認定（以下「授業料等減免対象者としての認定」という。）は、授業料等減免を受けようとする学生等の申請に基づき、その在学する確認大学等の設置者が次条第一項に規定する選考により行うものとする。

2 前項の場合において、授業料等減免を受けようとする学生等が独立

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

〔条を加える。〕

（確認の通知等）

第七条「同上」

2 確認大学等の設置者は、前項の規定により確認をした旨の通知を受け、又は第五条第三項の規定により更新確認申請書を提出したときは、遅滞なく、当該確認に係る確認申請書又は当該更新確認申請書（いずれも様式第二号の申請書の部分に限る。）をインターネットの利用により公表するものとする。

第九条「同上」

2 前項の場合において、授業料等減免を受けようとする学生等が独立

行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）第十七条の二第一項の規定により独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）から学資支給金の支給対象者として認定を受けた者であるときは、当該学生等は、次条第一項に規定する選考の結果、その在学する確認大学等の設置者が授業料等減免対象者としての認定を行うべき者とみなす。

3 「略」

第十条 授業料等減免を受けようとする者に係る選考（以下単に「選考」という。）は、次の各号のいずれにも該当しない学生等（以下「選考対象者」という。）について行うものとする。

一 過去に授業料等減免対象者としての認定を受けたことがある者（次号イ又はロに掲げる者であつて過去に第十五条第一項に規定する授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けたことがないものを除く。）

二 「略」

イ 第二十条第一号の編入学、同条第二号の入学又は同条第三号の転学（以下この条において「編入学等」という。）をした者であつて、編入学等の前に在学していた確認大学等に在学しなかつた日から当該編入学等をした日までの期間が一年を経過していないもの 編入学等の前に在学していた確認大学等に入学した日

ロ 「略」

三 「略」

四 機構省令第二十三条の二第一項第二号に規定する認定試験受験資格取得年度の初日から機構省令第二十一条第一項第二号に規定する認定試験合格者（次号において単に「認定試験合格者」という。）となつた日の属する年度の末日までの期間が五年を経過した者（機構省令第二十三条の二第一項第二号に規定する機構確認者（次項第一号において単に「機構確認者」という。）を除く。）

行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）第十七条の二第一項の規定により独立行政法人日本学生支援機構（第十三条第二項及び第十五条第二項において「機構」という。）から学資支給金の支給対象者として認定を受けた者であるときは、当該学生等は、次条第一項に規定する選考の結果、その在学する確認大学等の設置者が授業料等減免対象者としての認定を行うべき者とみなす。

3 「同上」

第十条 「同上」

一 過去に授業料等減免対象者としての認定を受けたことがある者（次号イ又はロに掲げる者を除く。）

二 「同上」

イ 第二十条第一号の編入学、同条第二号の入学又は同条第三号の転学（以下この号及び第三項第一号において「編入学等」という。）をした者であつて、編入学等の前に在学していた確認大学等に在学しなかつた日から当該編入学等をした日までの期間が一年を経過していないもの 編入学等の前に在学していた確認大学等に入学した日

ロ 「同上」

三 「同上」

四 独立行政法人日本学生支援機構に関する省令（平成十六年文部科学省令第二十三号。以下「機構省令」という。）第二十三条の二第一項第二号に規定する認定試験受験資格取得年度の初日から機構省令第二十一条第一項第二号に規定する認定試験合格者（次号において単に「認定試験合格者」という。）となつた日の属する年度の末日までの期間が五年を経過した者（機構省令第二十三条の二第一項第二号に規定する機構確認者（次項第一号において単に「機構確認者」という。）を除く。）

五〇九「略」

2 選考は、次の各号に掲げる基準及び方法により行うものとする。

一 選考対象者（前項第二号イ又はロに掲げる者を除く。）のうち選考時において確認大学等への入学後一年を経過していない者にあつては、次のいずれかの基準（認定試験合格者のうち機構確認者にあつては、ロの基準）に該当するかどうかを判定する方法により、特に優れていると認められること。

イ・ロ「略」

二「略」

イ G P A等がその在学する確認大学等（前項第二号イ又はロに掲げる者にあつては、編入学等の前に在学していた確認大学等及び確認を受けた短期大学の認定専攻科又は高等専門学校認定専攻科への入学前に在学していた確認大学等を含む。ロにおいて同じ。）の学部等（別表第二備考第二号に規定する学部等を含む。）における上位二分の一の範囲に属すること。

ロ 次の(1)及び(2)（災害、傷病その他のやむを得ない事由によりその在学する確認大学等において修得した単位数（単位制によらない専門学校にあつては、履修科目の単位時間数。以下この号において同じ。）が標準単位数（別表第二備考第一号に規定する標準単位数をいう。以下この号において同じ。）に満たない者にあつては、(2)に限る。）に該当すること。

(1) その在学する確認大学等において修得した単位数が標準単位数以上であること。

(2) 将来、社会で自立し、及び活躍する目標をもって、当該確認大学等における学修意欲を有していることが文書、面談等により確認できること。

三「略」

イ 減免額算定基準額（施行令第二条第二項に規定する減免額算定基準額をいう。以下同じ。） 五万一千三百円未満

ロ「略」

3 前項第二号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者であつて過去

五〇九「同上」

2 「同上」

一 選考対象者のうち選考時において確認大学等への入学後一年を経過していない者にあつては、次のいずれかの基準（認定試験合格者のうち機構確認者にあつては、ロの基準）に該当するかどうかを判定する方法により、特に優れていると認められること。

イ・ロ「同上」

二「同上」

イ G P A等がその在学する確認大学等の学部等（別表第二備考第二号に規定する学部等をいう。）における上位二分の一の範囲に属すること。

ロ その在学する確認大学等において修得した単位数が標準単位数（別表第二備考第一号に規定する標準単位数をいう。）以上であり、かつ、将来、社会で自立し、及び活躍する目標をもって、当該確認大学等における学修意欲を有していることが文書、面談等により確認できること。

三「同上」

イ 減免額算定基準額（大学等における修学の支援に関する法律施行令（以下「施行令」という。）第二条第二項に規定する減免額算定基準額をいう。以下同じ。） 五万一千三百円未満

ロ「同上」

3 前項第二号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者に係る選考

に授業料等減免対象者としての認定を受けたことがあるものに係る選考は、それぞれ当該各号に定める確認大学等における学業成績が別表第二に定める基準に該当するかどうかを判定する方法により行うものとする。この場合において、当該判定の結果、当該学業成績が別表第二の上欄に定める廃止の区分に該当しないときは、特に優れていると認められることとする。

一・二「略」

4「略」

(認定の申請等)

第十一条 授業料等減免を受けようとする学生等は、その在学する確認大学等の定める日までに、申請書（以下この条及び次条において「減免申請書」という。）を当該確認大学等（その者が同時に二以上の確認大学等に在学するときは、これらのうちいずれか一の確認大学等）に提出するものとする。

2 前項の場合において、入学金減免を受けようとする学生等は、確認大学等に入学（第二十条第一号の編入学、同条第二号の入学、同条第三号の転学及び同条第五号の入学を含む。以下この項、次条及び附則第四条において同じ。）する前年度又は入学後三月以内の当該確認大学等の定める日までに、減免申請書を当該確認大学等に提出するものとする。

3 確認大学等の設置者は、第一項の規定による減免申請書の提出があったときは、当該減免申請書を提出した学生等に係る選考を行うものとする。

4 確認大学等の設置者は、前項の規定による選考のために必要があると認めるときは、減免申請書のほか、授業料等減免を受けようとする学生等に対し、必要な書類の提出を求めることができる。

5 6「略」

8 授業料等減免対象者は、在学中に継続して授業料減免を受けようとするときは、その在学する確認大学等の定める日までに、授業料減免に係る継続願（第十八条第一項第六号及び同条第二項第六号において「減免継続願」という。）を当該確認大学等に提出するものとする。

は、それぞれ当該各号に定める確認大学等における学業成績が別表第二に定める基準に該当するかどうかを判定する方法により行うものとする。この場合において、当該判定の結果、当該学業成績が別表第二の上欄に定める廃止の区分に該当しないときは、特に優れていると認められることとする。

一・二「同上」

4「同上」

(認定の申請等)

第十一条 授業料等減免を受けようとする学生等は、その在学する確認大学等の定める日までに、申請書（次項において「減免申請書」という。）を当該確認大学等（その者が同時に二以上の確認大学等に在学するときは、これらのうちいずれか一の確認大学等）に提出するものとする。

「項を加える。」

2 確認大学等の設置者は、前項の規定による減免申請書の提出があったときは、当該減免申請書を提出した学生等に係る選考を行うものとする。

「項を加える。」

3 4「同上」

6 授業料等減免対象者は、在学中に継続して授業料減免を受けようとするときは、その在学する確認大学等の定める日までに、授業料減免に係る継続願（第十八条第一項第四号及び同条第二項第五号において「減免継続願」という。）を当該確認大学等に提出するものとする。

(授業料減免の始期及び終期)

第十一条の二 授業料減免は、次の各号に掲げる授業料等減免対象者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める月分から授業料減免を行うべき事由が消滅した日の属する月分まで行うものとする。

一 確認大学等への入学年度の前年度又は入学後三月以内の確認大学等の定める日までに減免申請書を提出した者 当該確認大学等に入学した日の属する月

二 確認大学等に入学後三月を経過した後の七月から十二月までの当該確認大学等の定める日までに減免申請書を提出した者 当該減免申請書を提出した日の属する年の十月

三 確認大学等に入学後三月を経過した後の一月から六月までの当該確認大学等の定める日までに減免申請書を提出した者 当該減免申請書を提出した日の属する年の四月

(授業料等減免対象者等の収入額及び資産額等の判定等)

第十三条 確認大学等は、毎年、授業料等減免対象者及びその生計維持者に係る直近の減免額算定基準額及び資産の合計額がそれぞれ第十条第二項第三号イ及びロに定める額に該当するかどうかの判定並びに当該減免額算定基準額に応じた授業料減免の額の判定(以下「適格認定における収入額・資産額等の判定」という。)を行うものとする。

2|| 第十九条第一項第二号に掲げる場合に行う授業料等減免対象者及びその生計維持者に係る直近の減免額算定基準額が第十条第二項第三号イに定める額に該当するかどうかの判定及び当該減免額算定基準額に応じた授業料減免の額の判定は、第十九条第一項第二号に規定する事由が生じた日(以下この項及び附則第四条において「事由発生日」という。)の属する年の翌々年に前項の規定により適格認定における収入額・資産額等の判定が行われるまでの間は、前項の規定にかかわらず、三月ごと(事由発生日から起算して十五月を経過した後にあつては、一年ごと)を行うものとする。

3|| 確認大学等は、授業料等減免対象者に対し、確認大学等が定めるところにより、適格認定における収入額・資産額等の判定のために必要

「条を加える。」

(授業料等減免対象者等の収入額及び資産額の判定等)  
第十三条 「同上」

「項を加える。」

「項を加える。」

な書類の提出を求めることができる。

4|| 第一項及び第二項の場合において、機構省令第二十三条の七第一項及び第二項の規定により機構が適格認定における収入額・資産額等の判定を行った者については、第一項及び第二項の規定により当該確認大学等が適格認定における収入額・資産額等の判定を行った者とみなす。

5|| 「略」

(授業料減免の額の変更)

第十四条 確認大学等の設置者は、適格認定における収入額・資産額等の判定の結果、授業料等減免対象者の授業料減免の額を変更すべきときは、毎年十月に当該授業料減免の額の変更を行うものとする。

2|| 確認大学等の設置者は、前条第二項の規定による判定の結果、授業料等減免対象者の授業料減免の額を変更すべきときは、前項の規定にかかわらず、当該判定を行った日の属する月に、当該授業料減免の額の変更を行うものとする。

3|| 確認大学等の設置者は、前二項に定めるもののほか、授業料等減免対象者の授業料減免の額を変更すべき事由が生じたときは、当該事由が生じた日の前日の属する月の翌月に、当該授業料減免の額の変更を行うものとする。

(生計維持者の変更等の届出)

第十四条の二 授業料等減免対象者は、その生計維持者の変更又は在留資格の変更若しくは在留期間の更新があったときは、確認大学等が定めるところにより、当該変更又は更新のあった事項を確認大学等に届け出るものとする。

(認定の効力の停止等)

第十八条 授業料等減免対象者が次のいずれかに該当するときは、授業料等減免対象者としての認定の効力が停止されるものとする。

- 一 日本国籍を有しなくなり、第九条第三項各号のいずれにも該当しないとき（出入国管理及び難民認定法第二十二條の二第一項の規定

2|| 前項の場合において、機構省令第二十三条の六第一項の規定により機構が適格認定における収入額・資産額等の判定を行った者については、前項の規定により当該確認大学等が適格認定における収入額・資産額等の判定を行った者とみなす。

3|| 「同上」

(授業料減免の額の変更)

第十四条 「同上」

「項を加える。」

「項を加える。」

「条を加える。」

(認定の効力の停止等)

第十八条 「同上」

「号を加える。」

により本邦に在留することができる期間内に第九条第三項各号に該当することとなつた者を除く。〕。

二 日本国籍を有せず、第九条第三項各号のいずれにも該当しなくなつたとき。

三 〔略〕

四 確認大学等から学校教育法施行規則第二十六条第二項に規定する停学（三月未満の期間のものに限る。次項第三号において同じ。）又は訓告の処分を受けたとき。

五 〔略〕

六 第十一条第八項に規定する確認大学等の定める日までに減免継続願をその在学する確認大学等に提出しないとき。

七 確認大学等の定める日までに第十三条第三項の規定により提出を求められた書類をその在学する確認大学等に提出しないとき。

八 確認大学等の定める日までに第十四条の二の規定による届出をその在学する確認大学等に対し行わないとき。

九 前八号に掲げる場合のほか、授業料等減免対象者としての認定の効力の停止について、授業料等減免対象者から申出があつたとき。

2  
前項の規定により授業料等減免対象者としての認定の効力が停止された授業料等減免対象者であつて次の各号に掲げる者がそれぞれ当該各号に該当すると認められるときは、当該授業料等減免対象者としての認定の効力の停止が解除されるものとする。

一 前項第一号又は同項第二号に該当する者 日本国籍を有することとなつたとき又は第九条第三項各号のいずれかに該当することとなつたとき。

二 前項第三号に該当する者 確認大学等から復学を認められたとき。

三 前項第四号に該当する者のうち停学の処分を受けたもの 当該停学の処分を受けた日から当該停学の期間（当該停学の期間が一月未満の場合にあつては、一月）を経過したとき。

四 前項第四号に該当する者のうち訓告の処分を受けたもの 当該訓告の処分を受けた日から一月を経過したとき。

五 前項第五号に該当する者 適格認定における収入額・資産額等の

〔号を加える。〕

二 〔同上〕

三 確認大学等から学校教育法施行規則第二十六条第二項に規定する停学（三月未満の期間のものに限る。次項第二号において同じ。）又は訓告の処分を受けたとき。

四 〔同上〕

五 第十一条第六項に規定する確認大学等の定める日までに減免継続願をその在学する確認大学等に提出しないとき。

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

2  
〔同上〕

〔号を加える。〕

一 前項第一号に該当する者 確認大学等から復学を認められたとき。

二 前項第二号に該当する者のうち停学の処分を受けたもの 当該停学の処分を受けた日から当該停学の期間（当該停学の期間が一月未満の場合にあつては、一月）を経過したとき。

三 前項第二号に該当する者のうち訓告の処分を受けたもの 当該訓告の処分を受けた日から一月を経過したとき。

四 前項第三号に該当する者 適格認定における収入額・資産額等の

判定の結果、授業料等減免対象者及びその生計維持者に係る直近の減免額算定基準額及び資産の合計額がそれぞれ第十条第二項第三号イ及びロに定める額に該当することとなったとき。

六 前項第六号に該当する者 減免継続願をその在学する確認大学等に提出したとき。

七 前項第七号に該当する者 第十三条第三項の規定による書類をその在学する確認大学等に提出したとき。

八 前項第八号に該当する者 届出事項（第十四条の二に規定する事項をいう。）をその在学する確認大学等に届け出たとき。

九 前項第九号に該当する者 授業料等減免対象者としての認定の効力の停止の解除について、授業料等減免対象者から申出があつたとき。

3 確認大学等の設置者は、授業料等減免対象者が次の各号に該当するときは、その者及び機構に対し、その旨を通知するものとする。

一 第一項の規定により授業料等減免対象者としての認定の効力が停止されたとき。

二 前項の規定により授業料等減免対象者としての認定の効力の停止が解除されたとき。

4 第一項の規定により授業料等減免対象者としての認定の効力が停止され、又は第二項の規定により授業料等減免対象者としての認定の効力の停止が解除されたときは、当該停止又はその解除の日の前日の属する月の翌月から、授業料減免を停止又は再開するものとする。

5 前項の規定により授業料減免が停止された月から同項の規定により授業料減免が再開された月の前月までの月数は、施行令第三条第一項各号に定める月数に通算するものとする。ただし、第一項第三号（同号及び同項第四号のいずれにも該当するときは除く。）の規定により授業料等減免対象者としての認定の効力が停止されたときは、当該通算をしないものとする。

（国内に住所を有しない者等に係る減免額算定基準額の算定）

第十九条 施行令第二条第二項ただし書の文部科学省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。

判定の結果、授業料等減免対象者及びその生計維持者に係る直近の減免額算定基準額及び資産の合計額がそれぞれ第十条第二項第三号イ及びロに定める額に該当することとなったとき。

五 前項第四号に該当する者 減免継続願をその在学する確認大学等に提出したとき。

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

〔項を加える。〕

〔項を加える。〕

〔項を加える。〕

（国内に住所を有しない者に係る減免額算定基準額の算定）

第十九条 施行令第二条第二項ただし書の文部科学省令で定める場合は、選考対象者若しくは授業料等減免対象者又はその生計維持者が同

一 選考対象者若しくは授業料等減免対象者又はその生計維持者が施行令第二条第二項ただし書に規定する市町村民税の所得割の賦課期日において地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の施行地に住所を有しない場合

二 生計維持者の死亡、災害その他の予期しなかつた事由が生じたことにより緊急に授業料等減免を受けること（既に授業料等減免対象者としての認定を受けている学生等にあつては、授業料減免の額を変更すること）が必要となつた場合

三 選考対象者又は授業料等減免対象者が確認大学等に入学した日前一年以内に離職したことにより、授業料等減免を受けようとする年の収入の著しい減少が見込まれる場合（当該離職の日の属する年度又はその翌年度において市町村民税の所得割を課されている場合に限る。）

2|| 施行令第二条第二項ただし書の文部科学省令で定めるところにより算定した額は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額（その額が零を下回る場合にあつては零とし、その額に百円未満の端数がある場合にあつてはこれを切り捨てた額）（同項本文に規定する市町村民税の所得割を課することができない者に準ずるものと認められる場合にあつては、零）とする。

一 施行令第二条第二項第一号に規定する合計額に百分の六を乗じた額に準ずるものとして適切と認められるもの

二 施行令第二条第二項第二号に規定する控除する額に準ずるものとして適切と認められるもの

項ただし書に規定する市町村民税の所得割の賦課期日において地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の施行地に住所を有しない場合とし、同項ただし書の文部科学省令で定めるところにより算定した額は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額（その額が零を下回る場合にあつては零とし、その額に百円未満の端数がある場合にあつてはこれを切り捨てた額）（同項本文に規定する市町村民税の所得割を課することができない者に準ずるものと認められる場合にあつては零）とする。

一 施行令第二条第二項第一号に規定する合計額に百分の六を乗じた額に準ずるものとして適切と認められるもの

二 施行令第二条第二項第二号に規定する控除する額に準ずるものとして適切と認められるもの

「号を加える。」

「項を加える。」

(施行令第三条第一項第一号の文部科学省令で定める月数)

第十九条の二 施行令第三条第一項第一号の二十四月を超えない範囲で文部科学省令で定める月数は、二十四月とする。ただし、認定専攻科に入学した日の属する月と授業料等減免を初めて受ける月が異なる場合は、二十四月から、認定専攻科に入学した日の属する月から授業料等減免を初めて受ける月の前月までの月数を控除した月数とする。

2 施行令第三条第一項第一号の四十八月を超えない範囲で文部科学省令で定める月数は、四十八月とする。ただし、専門学校に入学した日の属する月と授業料等減免を初めて受ける月が異なる場合は、四十八月から、専門学校に入学した日の属する月から授業料等減免を初めて受ける月の前月までの月数を控除した月数とする。

#### 附 則

(緊急に授業料等減免を受けることが必要な授業料等減免対象者に対する授業料減免の始期の特例)

第四条 第十九条第一項第二号に該当する授業料等減免対象者に対する授業料減免は、当分の間、第十一条の二の規定にかかわらず、次の各号に掲げる授業料等減免対象者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める月分から授業料減免を行うべき事由が消滅した日の属する月分まで行うものとする。

一 事由発生日が入学前であり、入学後三月以内の日までに減免申請書を提出した者 当該確認大学等に入学した日の属する月

二 事由発生日が入学前であり、入学後三月を経過して減免申請書を提出した者 授業料等減免対象者としての認定を受けた日の属する月

三 事由発生日が入学後であり、事由発生日から三月以内の日までに減免申請書を提出した者 授業料等減免対象者としての認定を受けた日又は事由発生日から四月を経過した日のいずれか早い日の属する月

四 事由発生日が入学後であり、事由発生日から三月を経過して減免申請書を提出した者 授業料等減免対象者としての認定を受けた日の属する月

「条を加える。」

「条を加える。」

別表第二 適格認定における学業成績の基準（第十条、第十二条及び第十五条関係）

別表第二 適格認定における学業成績の基準（第十条、第十二条及び第十五条関係）

区分	廃止	廃止
学業成績の基準	<p>次の各号のいずれかに該当すること（災害、傷病その他のやむを得ない事由によって該当することとなった場合を除く。）。</p> <p>一～四〔略〕</p>	<p>〔項を加える。〕</p> <p>一～四〔同上〕</p>
<p>警告</p> <p>次の各号のいずれかに該当すること（災害、傷病その他のやむを得ない事由によって該当することとなった場合を除く。）。</p> <p>一〔略〕</p> <p>二 GPA等が学部等における下位四分の一の範囲に属し、次のいずれにも該当しないこと。</p> <p>イ 授業料等減免対象者の在学する確認大学等の正規の修業年限を満了するまでに、その取得が当該確認大学等における学修の成果を評価するにふさわしい資格等であつて職業に密接に関連するものを取得する能力につき高い水準を満たすと見込まれること。</p> <p>ロ 満十八歳となる日の前日において児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四に規定する里親に委託されていた者、同号の規定により入所措置が採られて同法第四十一条に規定する児童養護施設に入所していた者又は機構省令第三十九条に掲げる者であつて、履修科目の授業への出席率が高いことその他の学修意欲が高い状況にあると認められること。</p> <p>三〔略〕</p>	<p>警告</p> <p>〔項を加える。〕</p> <p>一〔同上〕</p> <p>二 GPA等が学部等における下位四分の一の範囲に属すること。</p> <p>〔号の細分を加える。〕</p> <p>〔号の細分を加える。〕</p> <p>三〔同上〕</p>	

備考

一 この表における「標準単位数」とは、次のいずれか少ない数をいう。

イ 確認大学等が卒業又は修了の要件として修得することを定める単位数（単位制によらない専門学校にあつては、単位時間数）を修業年限の年数（大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第三十条の二、短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）第十六条の二、専門職大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十三号）第二十七条、専門職短期大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十四号）第二十四条及び専修学校設置基準（昭和五十一年文部省令第二号）第二十五条の規定により、確認大学等が修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを認めた学生等にあつては、当該確認大学等が認めた期間）で除した数に、学生等が在学した期間の年数（その期間に休学期間が含まれては、当該休学期間（当該休学期間が一年未満の場合にあつては、その月数（一月未満の場合にあつては、一月）を十二で除した数とする。）を控除する。）を乗じた数（一月未満の端数が生じた場合にあつては、これを二に切り上げるものとする。））

備考

一 この表における「標準単位数」とは、卒業又は修了の要件として確認大学等が定める単位数（単位制によらない専門学校にあつては、単位時間数）を修業年限の年数で除した数に、授業料等減免対象者の在学年数（その期間に休学期間が含まれるときは、当該休学期間（当該休学期間が一年未満の場合にあつては、その月数（一月未満の場合にあつては、一月）を十二で除した数とする。）を控除する。）を乗じた単位数（一単位未満の端数が生じた場合にあつては、これを一単位に切り上げるものとする。）をいう。

「号の細分を加える。」

ロ 大学設置基準第二十七条の二第一項、短期大学設置基準第十三条の二第一項、専門職大学設置基準第二十三条第一項、専門職短期大学設置基準第二十条第一項及び専修学校設置基準第二十四条の規定により、学生等が在学した期間について履修科目として登録することができる単位数の上限として確認大学等が

「号の細分を加える。」

定めた数を合計した数  
二・三「略」

二・三「同上」

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

様式第一号を次のように改める。

殿

〔設置者の名称〕

〔代表者の役職〕

〔代表者の氏名〕

## 大学等における修学の支援に関する法律第 7 条第 1 項の確認に係る申請書

## ○申請者に関する情報

大学等の名称	
大学等の種類 (いずれかに○を付すこと)	(大学・短期大学・高等専門学校・専門学校)
大学等の所在地	
学長又は校長の氏名	
設置者の名称	
設置者の主たる事務所の所在地	
設置者の代表者の氏名	
申請書を公表する予定のホームページアドレス	

※ 以下のいずれかの□にレ点 (☑) を付けて下さい。 確認申請

大学等における修学の支援に関する法律施行規則第 5 条第 1 項に基づき確認申請書を提出します。

 更新確認申請

大学等における修学の支援に関する法律施行規則第 5 条第 3 項に基づき更新確認申請書を提出します。

※ 以下の事項を必ず確認の上、すべての□にレ点 (☑) を付けて下さい。 この申請書 (添付書類を含む。) の記載内容は、事実と相違ありません。 確認を受けた大学等は、大学等における修学の支援に関する法律 (以下「大学等修学支援法」という。) に基づき、基準を満たす学生等を減免対象者として認定し、その授業料及び入学金を減免する義務があることを承知していません。 大学等が確認を取り消されたり、確認を辞退した場合も、減免対象者が卒業するまでの間、その授業料等を減免する義務があることを承知していません。 この申請書に虚偽の記載をするなど、不正な行為をした場合には、確認を取

り消されたり、交付された減免費用の返還を命じられる場合があるとともに、減免対象者が卒業するまでの間、自らが費用を負担して、その授業料等を減免する義務があることを承知しています。

- 申請する大学等及びその設置者は、大学等修学支援法第7条第2項第3号及び第4号に該当します。

○各様式の担当者名と連絡先一覧

様式番号	所属部署・担当者名	電話番号	電子メールアドレス
第1号			
第2号の1			
第2号の2			
第2号の3			
第2号の4			

○添付書類

※ 以下の事項を必ず確認し、必要な書類の□にレ点 (☑) を付けた上で、これらの書類を添付してください。(設置者の法人類型ごとに添付する資料が異なることに注意してください。)

「(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置」関係

- 実務経験のある教員等による授業科目の一覧表《省令で定める単位数等の基準数相当分》
- 実務経験のある教員等による授業科目の授業計画書（シラバス）《省令で定める単位数等の基準数相当分》

「(2)-①学外者である理事の複数配置」関係

- 《一部の設置者のみ》大学等の設置者の理事（役員）名簿

「(2)-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置」関係

- 《一部の設置者のみ》大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織に関する規程とその構成員の名簿

「(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表」関係

- 客観的な指標に基づく成績の分布状況を示す資料
- 実務経験のある教員等による授業科目の授業計画書（シラバス）《省令で定める単位数等の基準数相当分》【再掲】

その他

- 《私立学校のみ》経営要件を満たすことを示す資料
- 確認申請を行う年度において設置している学部等の一覧

(添付書類) 経営要件を満たすことを示す資料

学校名	
設置者名	

I 直前3年度の決算の事業活動収支計算書における「経常収支差額」の状況

	経常収入(A)	経常支出(B)	差額(A)-(B)
申請前年度の決算	円	円	円
申請2年度前の決算	円	円	円
申請3年度前の決算	円	円	円

II 直前の決算の貸借対照表における「運用資産-外部負債」の状況

	運用資産(C)	外部負債(D)	差額(C)-(D)
申請前年度の決算	円	円	円

III 申請校の直近3年度の収容定員充足率の状況

	収容定員(E)	在学生等の数(F)	収容定員充足率 (F)/(E)
今年度(申請年度)	人	人	%
前年度	人	人	%
前々年度	人	人	%

(IIの補足資料)「運用資産」又は「外部負債」として計上した勘定科目一覧

○「運用資産」に計上した勘定科目

勘定科目の 名称	資産の内容	申請前年度の決算に おける金額
		円
		円
		円

○「外部負債」に計上した勘定科目

勘定科目の 名称	負債の内容	申請前年度の決算に おける金額
		円
		円
		円

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第二号の三中「授業計画（）」を「授業計画書（）」に改める。

様式第二号の四―①及び様式第二号の四―②に別紙として次のように加える。

(別紙)

※この別紙は、更新確認申請の場合に提出すること。

※以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「-」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校名	
設置者名	

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者（家計急変による者を除く）		人	人	人
内 訳	第Ⅰ区分	人	人	
	第Ⅱ区分	人	人	
	第Ⅲ区分	人	人	
家計急変による支援対象者（年間）				人
合計（年間）				人
(備考)				

※本表において、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第1号、第2号、第3号に掲げる区分をいう。

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	人
----	---

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等		
	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	人	人	人
修得単位数が標準単位数の5割以下 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が標準時間数の5割以下)	人	人	人
出席率が5割以下その他学修意欲が著しく低い状況	人	人	人
「警告」の区分に連続して該当	人	人	人
計	人	人	人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の(2)のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遡って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等		短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）			
年間	人	前半期	人	後半期	人

(3) 退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	人
3月以上の停学	人
年間計	人

(備考)
------

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

停学（3月未満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	人
訓告	人
年間計	人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のもの に限り、認定専攻科を含む。）、 高等専門学校（認定専攻科を含 む。）及び専門学校（修業年限が 2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修得単位数が標準単位数 の6割以下 (単位制によらない専門学校に あっては、履修科目の単位時間 数が標準時間数の6割以下)	人	人	人
GPA等が下位4分の1	人	人	人
出席率が8割以下その他 学修意欲が低い状況	人	人	人
計	人	人	人

(備考)

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

## 附 則

この省令は、大学等における修学の支援に関する法律の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。ただし、第十九条第一項に第三号を加える改正規定は、令和三年四月一日から施行する。